

補助金施設の転用緩和へ

「国の補助金を使って整備した公民館や学校施設を産業支援施設などに転用できないか」。こうした地方自治体の政策願望を阻んできた補助金等適正化法の運用が今夏にも弾力化され、補助金施設の大幅な転用緩和が実現する見通しになった。要望を吸い上げ、各省庁に実現を働きかけた内閣府規制改革会議委員の米田雅子慶応義塾大学理工学部教授に話を聞いた。

(根本英幸)

「補助金の使い方を定めた補助金等適正化法のどこに問題があったので、地方自治体が補助金施設を弾力的に運用できない点だ。地方では市町村合併や少子高齢化に伴い、公民館や学校施設が余り気味。こうした施設を特産品の加工・販売施設として活用したい、学校給食センターを高齢者

「完成後10年たては補助目的を達成したものとみなし、国に報告するだけ。自治体が自由に転用

「実現までのハードルは高かったですか」
「意外にもスムーズに

「例えば08年度から農水・総務・文科の3省共同による子ども農山漁村交流プロジェクトが始まる。延べ120万人の児童が1週間、農山漁家に民泊する大がかりな事業で、旅館業法や食品衛生法、消防法などの規制を緩和する必要がある。また過疎地でも病院を成立させたり、木質バイオマス燃料を効率的に生産できる規制緩和などを進めていきたい」

有効活用 ニーズ拡大 完成後10年区切りに

は強まっている」

「ところが同法では、当初決められた用途以外に使用の際は施設の耐用年数(建物の多くは50

慶応義塾大学理工学部教授

米田 雅子氏に聞く



78年(昭53)女子大理工学部卒業。79年(昭54)新日本製鉄入社。80年(昭55)新日本製鉄研究所設立。86年(昭61)東京工業大学特任教授、07年(昭62)1月内閣府規制改革会議委員、同年4月慶応義塾大学理工学部教授。山口県出身、52歳。

「今後、進めたい規制改革は。」「例えば08年度から農水・総務・文科の3省共同による子ども農山漁村交流プロジェクトが始まる。延べ120万人の児童が1週間、農山漁家に民泊する大がかりな事業で、旅館業法や食品衛生法、消防法などの規制を緩和する必要がある。また過疎地でも病院を成立させたり、木質バイオマス燃料を効率的に生産できる規制緩和などを進めていきたい」